

改正

令和6年 3月31日告示第102号

中野市婚活イベント開催事業応援補助金交付要綱

中野市めぐりあいセッティング事業補助金交付要綱（平成29年中野市告示第44号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、少子化対策の一環として、市民主体の結婚支援活動の促進を図るため、結婚を望む独身男女の出会いの機会を提供する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（成果の指標）

第2条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、次に掲げるものとする。

- （1） イベント及び交流会 独身男女の交際成立組数の増加
- （2） セミナー 参加者数の増加

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、独身男女に健全な出会いの機会を提供するイベント及び交流会（募集定員がおおむね20人以上であり、男女同数を目標に募集するものに限る。）並びにコミュニケーション等のスキルアップを図るセミナーで、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、他の補助金の交付対象となるものは除く。

- （1） 20歳以上の独身男女を対象としていること。
- （2） 参加者全体のおおむね過半数が、市内に住所を有する者又は市内に勤務する者であること。
- （3） 営利を目的としていないこと。
- （4） 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- （5） 公序良俗に反する又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する個人又は市内に事務所を有する団体（以下「団体等」という。）とする。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付対象となる経費及び金額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助金額
講師又は司会に係る経費（謝金、交通費、飲食費等）、宣伝広告費、印刷費（チラシ、ポスター、資料等）、消耗品費（各種材料費、教材費等）、郵送料、使用料又は借上げ料（施設、バス等）、その他市長が適当と認める経費。ただし、次に掲げる経費は除く。 (1) 交付対象事業の実施の有無にかかわらず支出を要する経常的経費 (2) 団体構成員の人件費、交通費、飲食費、宿泊費等 (3) 参加者の交通費、飲食費、宿泊費等 (4) 景品及び記念品代等	対象経費の2分の1以内。ただし、対象経費から参加費以外の収入がある場合は、その額を控除した額とし、5万円を限度とする。

（補助金交付の申請）

第6条 規則第3条の申請書は、中野市婚活イベント開催事業応援補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 誓約書

（事業の変更等）

第7条 規則第5条第3号の承認を受けようとする場合は、中野市婚活イベント開催事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第3号の要綱で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金額に変更を及ぼさない補助事業に要する経費の配分の変更
- (2) 補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更

（申請の取下げ）

第8条 規則第6条第1項の申請の取下げは、規則第4条第1項に規定する通知を受けた日から14日以内に提出して行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第10条の実績報告書は、中野市婚活イベント開催事業応援補助金実績報告書（様式第3号）によるものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施状況調書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 経費の支払を証する書類
- (4) 事業の実施状況を確認できる書類
(補助金交付の請求)

第10条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市婚活イベント開催事業応援補助金交付請求書（様式第4号）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和6年3月31日告示第102号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。